



新潟市 人権教育・啓発 推進計画 〈概要版〉

令和7（2025）年3月



新潟市

計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すものです。

また、新潟市の最上位の計画である「新潟市総合計画2030」が目指す都市像の実現に向けた施策として掲げる「人権を尊重する社会の推進」のため、分野別の計画の一つとして、人権施策を推進するうえで基本的な考え方等を示しています。

計画の目的

“一人ひとりの人権が大切にされる新潟”

～「人権文化」を育み、人権意識を定着させるために～

新潟市は、2008（平成20）年に制定した「新潟市自治基本条例」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指す都市像の一つとして掲げ、「新潟市総合計画2030」では「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市」を実現するための施策として「人権を尊重する社会の推進」を掲げています。

本計画は、これらを実現するため、「人権文化」を育み、人権意識を定着させることを目的とします。

計画期間及び改訂

2025（令和7）年4月から2030（令和12）年3月までの5年間とします。

新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系

新潟市自治基本条例

一人ひとりの人権が大切にされる新潟

新潟市分野別条例

男女共同参画推進条例、子ども条例、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例、犯罪被害者等支援条例、拉致問題等啓発推進条例 ほか

国（法律・計画）

人権教育・啓発推進法
人権教育・啓発に関する基本計画

地方公共団体の責務

新潟県

新潟県人権教育・啓発
推進基本指針

新潟市総合計画 2030

【目指す都市像】

田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市

【分野】 市民活躍

【政策】 誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまちづくりの推進

【施策】 人権を尊重する社会の推進

新潟市分野別計画

男女共同参画行動計画、女性活躍推進計画、地域包括ケア計画
子ども・子育て支援事業計画、こども計画（仮称）、障がい者計画 ほか

新潟市人権教育・啓発推進計画

施策の連携

有機的に連動

計画の目的・
策定背景

第1章 基本的な考え方

- 1 人権の基本的考え方
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の目的
- 4 計画期間及び改訂

第2章 策定にあたって

- 1 策定の背景
 - (1) 世界の動き (2) 国内の動き
- 2 新潟市の現状と課題
 - (1) これまでの取組 (2) 市民意識調査からみる市民の人権に関する意識
 - (3) 今後の課題
- 3 様々な分野に跨る課題
 - (1) インターネットをめぐる人権について (2) ハラスメントについて

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- 1 基本的あり方
 - (1) 学校、地域、家庭、職域等の連携・協働と多様な機会の提供
 - (2) 発達段階を踏まえた効果的な手法
 - (3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保
- 2 基本的な視点
 - (1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ
 - (2) 法を理解し使いこなす力（リテラシー）を重視する
 - (3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける
 - (4) 多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する
 - (5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

第4章 人権施策の方向

- 1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等
 - (1) 市職員に対する人権教育・研修
 - (2) 地域社会における人権教育・啓発の推進
 - (3) 学校における人権教育の推進
 - (4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援
 - (5) 民間団体における人権教育・啓発の支援
 - (6) 企業における人権教育・啓発の支援
- 2 人権侵害の被害者への相談制度等の充実
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 相談窓口の周知
 - (3) 関係機関等との連携
 - (4) 救済制度の充実

第5章 分野別人権施策の推進

- 1 女性の人権について
- 2 こどもの人権について
- 3 高齢者の人権について
- 4 障がい者の人権について
- 5 同和問題について
- 6 外国籍市民等の人権について
- 7 HIV感染者等の人権について
- 8 新潟水俣病をめぐる人権について
- 9 北朝鮮当局による拉致問題について
- 10 LGBTQ等性的マイノリティの人権について
- 11 犯罪被害者等の人権について
- 12 さまざまな人権問題について

総括

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 関係機関や民間団体等との連携・協働
- 3 計画の評価

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人一人が個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、実際のところ人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しており、「市民意識調査」の結果からも、新潟市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起きていることが分かります。

これからも人権意識の向上は大切ですが、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。また、人権侵害は誰にでも起こることを自覚し、もし、周囲で人権侵害が起きた場合はこれを傍観せず、その被害者を力づける意識が必要です。さらに、人権侵害を生まないためにも一人一人がお互いを尊重し、認め合い、活かし合うまちづくりが重要です。

そして、人権侵害を社会的な問題として、地域と行政が一体となってその解決に取り組み、相談から救済までつなげることが重要です。

(1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回復を主張できます。今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

(2)法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要で、一人一人が、年齢に関わりなく、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を向上させるという視点を重視します。

(3)人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事だ、自分には直接関係ないと思われていることが少なくないと考えられます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、声掛けし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

(4)多様性(ダイバーシティ)の尊重と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成する

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人一人がお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成することが必要です。

(5)人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

相談窓口



人権施策の方向

(1)市職員に対する人権教育・研修

研修などの機会を十分に活用して、すべての職員の間に「人権文化」が根付くように努力します。

「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2)地域社会における人権教育・啓発の推進

日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、人権に関するイベント情報を市報やホームページに掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会を一層充実させ、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

(3)学校における人権教育の推進

一人一人が人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることや、いじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせます。

さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を進めるとともに、家庭や地域社会と連携した人権教育の取組も進めていきます。

(4)社会教育施設における人権教育・啓発の支援

人権にかかる講座や講演会等の開催、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などに努め、地域に密着した人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

(5)民間団体における人権教育・啓発の支援

各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、団体の紹介などを行い、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。

(6)企業における人権教育・啓発の支援

企業において公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

(7)人権侵害の被害者への相談制度等の充実

相談内容が複雑化していることから、各分野における相談窓口間の情報共有・連携により適切に対応できるよう相談体制の充実、周知、担当者の資質向上に努めます。

また、自治体だけでは解決できない課題や必要に応じて適切な救済が受けられる仕組みが必要であり、関係機関や関係団体との連携に努めます。

主な人権課題

女性の人権について

現在も性別による固定的な役割分担意識があり、女性であることを理由とした差別や不平等、不利益なことが多く、それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされています。

男女の人権の尊重と男女共同参画については理解が進む一方、さまざまな場面において、男女の固定的な役割分担意識に起因する多くの問題が発生し、社会問題にもなっています。

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮できる社会の実現が必要です。

こどもの人権について

児童虐待の相談件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等が社会問題化しており、こどもの置かれた個々の状況を考慮した、よりきめ細やかな対応が必要となっています。

権利の主体であるこどもはもちろん、これを守り尊重するため、おとなへの周知・啓発が必要不可欠です。複雑化、多様化するこどもが抱える問題の背景をしっかりととらえ、社会全体がこどもの権利を理解し、一体となって解決に取り組むことが大切です。

高齢者の人権について

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。

すべての世代が支え合い、高齢者の人権を高齢者自身やその援助者が守ることで、安心して生活できるようにすることが必要です。

障がい者の人権について

障がいのある人は、周囲の理解不足や誤解、偏見により、障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じるケースがあります。障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が日常生活又は社会生活を営むうえでの障壁を取り除き、地域で安心して自立した生活を送ることができるようにすることが必要です。

同和問題について

同和問題は、歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人が今でも結婚や就職など日常生活上のさまざまな差別を受けている人権上の重大な問題です。厳しい差別の現実に深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていくことが重要です。また、インターネット上の人権侵害についての対応も必要です。

外国籍市民等の人権について

外国につながりがある多様な文化的背景を持つ方の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、地域とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合があります。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、困難な状況に直面している人々への支援を図り、安心して暮らせる地域社会づくりが必要です。

HIV感染者等の人権について

(1)HIV感染者等

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、HIV／エイズに関し、正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえず、そのためにHIV感染者等への差別や偏見は依然として残っています。

新潟市では、HIV感染者／エイズ患者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、さまざまな機会を通して人権に配慮した正しい知識の普及、差別・偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

(2)ハンセン病患者等

発病しても適切な治療で完治することができ、現代においては感染することも発病することもほぼありません。しかし、治療法がない時代は、体の一部が変形する外観の特徴などから、恐ろしい伝染病であると考えられ、患者やその家族も偏見や差別の対象にされることがありました。

患者・元患者・家族等への差別や偏見を解消するために、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発の継続が必要です。

新潟水俣病をめぐる人権について

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会に深刻な問題をもたらしました。

誤った情報が重大な人権侵害につながった教訓を生かした教育・啓発が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題について

北朝鮮による拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害です。

拉致被害者家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決にはもはや一刻の猶予もありません。また、政府は2006（平成18）年を最後に拉致被害者の認定を行っておらず、特定失踪者を拉致被害者として新たに認定することについては一向に進展が見られません。時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。

あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組むとともに、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

LGBTQ等性的マイノリティの人権について

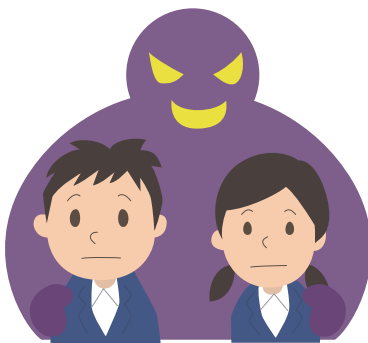
性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、学校や職場などで周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、就職で不利な取り扱いを受けるなど、ライフステージによって様々な問題に直面しています。また、当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい認識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。

性の多様性に関する正しい認識を社会全体に広げ、差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりが必要です。

犯罪被害者等の人権について

犯罪被害者やその家族は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという直接的な被害に加え、犯罪被害に遭ったことによる精神的なショックや身体的不調、経済的な困窮、捜査・裁判への対応による精神的・時間的負担、更には周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的な苦痛などの「二次的被害」や、加害者からの更なる被害等への不安や恐怖など、長期にわたり苦しめられます。

地域社会において犯罪被害者等の気持ちに寄り添うとともに、その置かれた状況に配慮し、人権を尊重して支えることが必要です。



様々な分野に跨る課題

(1) インターネットをめぐる人権について

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性を悪用した誹謗中傷、差別的書き込みなど、人権やプライバシーの侵害に関わる問題が生じています。また、スマートフォンの普及から、SNS利用者が拡大し、人権やプライバシーの侵害に関わる問題がより身近になってきています。

インターネット上の人権侵害は、その事実の早期発見と、関係機関と連携した迅速な対応や市民一人一人の人権意識を高める人権教育・啓発が必要です。

(2) ハラスメントについて

ハラスメントとは、相手の性別、年齢、性格、容姿、職業、国籍、人種、宗教、社会的出自、性的志向などの特性に基づいて、相手に不快感や不利益、脅威を与え、その尊厳を傷つける言動を指します。

ハラスメントを行っている側にはその自覚がなく、ハラスメントを受けている側も、誰にも言えずひとりで悩むケースも多く、事態が深刻かつ複雑になる要因になっています。引き続きハラスメントが重大な人権侵害であるという啓発が必要です。

総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

新潟市は人権啓発及び人権教育に関することを所管する広聴相談課を事務局とし、全庁的に組織する「庁内推進会議」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り込まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内の協力・連携を進めます。

2 関係機関や民間団体等との連携・協働

人権が尊重される社会を実現するには、関係機関や関係団体との連携・協働が必要であり、各機関、団体と連携することで効果的かつ有効な人権教育・啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。

3 計画の評価

本計画に基づく施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、「庁内推進会議」及び外部の委員で構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」で検証したうえ、その施策や個別事業は新潟市ホームページに掲載するなど情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。



一人ひとりの人権が
大切にされるまち
新潟市

新潟市市民生活部広聴相談課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025-226-1016 (直通) FAX : 025-223-8775

E-mail : kocho@city.niigata.lg.jp